

## 富津市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱い要領

### (趣旨)

第1条 後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者若しくは65歳以上で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者が、被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該者の被扶養者であった者が国民健康保険の被保険者（以下「旧被扶養者」という。）となり、新たに保険税を負担することとなることに対する激変緩和措置として、富津市国民健康保険税条例（昭和46年4月25日条例第49号。以下「条例」という。）第14条の2の規定により、後期高齢者医療制度と同様の保険税負担軽減措置を講じるものとする。

### (旧被扶養者の要件)

第2条 旧被扶養者である被保険者は条例第14条の2第1項に該当する者とする。

### (減免の額)

第3条 減免の対象となる保険税の額は、原則として当年度分の納期に係る保険税の額とし、次に掲げるとおり減免する。

- (1) 旧被扶養者に係る所得割額については、所得の状況にかかわらず、当分の間、これを減免する。
- (2) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合により減免する。ただし、条例第11条第1項第1号及び同項第2号に規定する減額の適用を受ける納税義務者の世帯に属する世帯の旧被扶養者については減免を行わない。

ア 条例第11条第1項第3号に規定する減額の適用を受ける納税義務者の世帯に属する旧被扶養者 当該減額前の被保険者均等割額の3割

イ 上記以外の世帯に属する旧被扶養者 5割

### (減免の適用)

第4条 納税義務者から減免の申請があった場合は、原則として当該申請のあった日以

降の納期末到来分の保険税額を減免するものとする。ただし、納期末到来分で減免額を引ききれない場合は、資格発生月に遡って減免をすることができる。

(手続等)

第5条 旧被扶養者の手続等については次のとおり行うものとする。

- (1) 被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度の対象となったことにより、その被扶養者が新たに国民健康保険の被保険者となった場合、被用者保険の保険者が発行する「資格喪失証明書」等によって、被保険者及び被扶養者の資格喪失年月日、生年月日等を確認し、当該新たに国民健康保険の被保険者となった者が旧被扶養者に該当するかを判断する。
- (2) 当該者が旧被扶養者の要件を満たす者である場合には、減免の申請勧奨を行う。
- (3) 旧被扶養者が転出する際には、別記第1号様式「旧被扶養者異動連絡票」を付し、転入先の市町村において、資格取得する際に提示するよう確実に案内する。
- (4) 他市町村からの転入により資格取得した者については「旧被扶養者異動連絡票」等により、処理を行うものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領の規定は、平成31年度以後の年度分の保険税について適用する。

別記第1号様式

| 旧被扶養者異動連絡票  |                               |   |             |  |  |  |  |  |
|---|-------------------------------|---|-------------|--|--|--|--|--|
|   |                               |   | 年 月 日 発行    |  |  |  |  |  |
| 旧<br>被<br>扶<br>養<br>者   | 氏名                            |   |             |  |  |  |  |  |
|   | 生年月日                          | 年 月 日   | 男<br>・<br>女 |  |  |  |  |  |
|   | 旧被扶養者<br>に該当した<br>年月日         | 年 月 日   |             |  |  |  |  |  |
| 保<br>険<br>者   | 保険者番号<br>並びに保険<br>者の名称及<br>び印 | <table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> |             |  |  |  |  |  |
|   |                               |   |             |  |  |  |  |  |
| <p>注意事項</p> <p>1. 転入した市町村において旧被扶養者に係る減免の申請を行う場合には、減免の申請書と合わせて、この連絡票を提出してください。</p> <p>2. この連絡票を破り、汚し、又は失ったときは、ただちに連絡票の再発行を申請してください。</p> <p>3. この連絡票を破り、又は汚した場合の2の申請には、その連絡票を添えて申請してください。</p> |                               |   |             |  |  |  |  |  |